

板橋区住民防災組織運営等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等の災害に備えて住民防災組織が行う防災訓練、防災思想の普及等の防災活動に要する運営経費及び町会連合会が行う防災意識の啓発活動等に要する育成経費を、区が助成することについて必要な事項を定め、住民防災組織の円滑な運営及び区民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、町会・自治会等を母体として自主的に結成された住民防災組織及び町会連合会とする。

(助成対象事項)

第3条 助成金の交付対象となる事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防災訓練経費
- (2) 防災思想普及経費
- (3) その他組織運営に必要な経費

(交付額)

第4条 住民防災組織に対する運営助成金の交付額は、次の各号に定める額の合算額とする。

- (1) 世帯割額 一世帯につき年額500円
- (2) 組織割額

住民防災組織の世帯数	助成金額
500世帯未満	7,000円
500世帯以上1,000世帯未満	10,000円
1,000世帯以上1,500世帯未満	13,000円
1,500世帯以上2,000世帯未満	16,000円
2,000世帯以上2,500世帯未満	19,000円
2,500世帯以上	22,000円

- (3) 区民消防隊が結成されている組織1隊につき40,000円

2 町会連合会に対する育成助成金の交付額は、助成対象となる経費の総額以内で、900,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 住民防災組織は、運営助成金の交付を受けようとするときは、運営助成金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。この場合において、区長は必要に応じて関係書類を添付させることができる。

2 町会連合会は、育成助成金の交付を受けようとするときは、育成助成金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 育成事業計画に係わる書類
- (2) 育成事業予算に係わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定に基づき助成金の交付の申請があったときは、内容が適正で

あるかどうかを審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付をしないことに決定したときは、助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金交付請求書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第8条 助成金の交付を申請した者は、第6条の決定に異議があるときは、助成金交付申請取り下げ書（別記第6号様式）により申請を取り下げることができる。

（事情変更による決定の取り消し）

第9条 区長は、助成金の交付を決定した場合において、その後住民防災組織が分離又は合併したときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業等のうち既に経過した期間に係るものについては、この限りでない。

（事故報告等）

第10条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成金の交付を受けた者に対し、その理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を審査し、助成金の交付を受けた者に対し、その処理について速やかに適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成事業の遂行状況について、区長から報告を求められたときは、速やかに報告をしなければならない。

（助成事業の遂行命令）

第12条 区長は、助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（実績報告）

第13条 住民防災組織は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに運営事業実績報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、区長は必要に応じて関係書類を添付させることができる。

2 町会連合会は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに育成事業実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（1） 育成事業実施報告に係わる書類

（2） 育成事業決算報告に係わる書類

（3） 前2号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条の規定により審査した結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業につきこれに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第13条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(決定の取り消し)

第16条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 助成金の交付の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときも同様とする。

付 則

この要綱は、昭和51年6月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、昭和52年5月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、昭和53年5月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、昭和54年5月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、昭和55年5月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年1月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に改正前の板橋区住民防災組織運営等助成金交付要綱第6条に基づく交付の決定を受けた場合で、施行日以降に改正後の板橋区住民防災組織運営等助成金交付要綱第14条に基づく助成金の額の確定を行うときの交付額については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日前に改正前の板橋区住民防災組織運営等助成金交付要綱第6条に基づく交付の決定を受けた場合で、同日以後に改正後の板橋区住民防災組織運営等助成金交付要綱第14条に基づく助成金の額の確定を行うときの交付額については、なお従前の例による。

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

住所 板橋区
 組織名 住民防災組織
 本部長

板橋区住民防災組織運営助成金交付申請書

年度板橋区住民防災組織運営助成金を交付願いたく申請いたします。

- 1 申請金額 ￥ _____
 2 世帯数 _____ 世帯（ _____ 年10月1日現在）
 3 助成事業 住民防災組織運営経費
 4 年度住民防災組織運営事業予算

（1）収入

科目	予算額（円）	摘要
区助成金		
町会自治会経費等		
合計		

（2）支出

科目	予算額（円）	摘要（購入品目にチェックをしてください）
訓練経費		<input type="checkbox"/> 参加記念品 <input type="checkbox"/> 炊き出し材料費 <input type="checkbox"/> ポンプ燃料代 <input type="checkbox"/> 訓練用資器材購入費 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
広報経費		<input type="checkbox"/> チラシ作成費 <input type="checkbox"/> 用紙代 <input type="checkbox"/> コピー代 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
会議費		<input type="checkbox"/> 会場使用料 <input type="checkbox"/> 文具代 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
資器材購入費		<input type="checkbox"/> テント代 <input type="checkbox"/> ヘルメット代 <input type="checkbox"/> 消火器代 <input type="checkbox"/> 救急セット代 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
その他		<input type="checkbox"/> 保存飲食料費 <input type="checkbox"/> 講習会参加費 <input type="checkbox"/> 交通費 <input type="checkbox"/> 防災機関への分担金 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
合計		

5 年度住民防災組織運営事業計画【防災訓練実施予定表 月日／人員】

／	人	／	人	／	人	／	人	／	人
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

（住所）
板橋区町会連合会会長
（会長氏名）

板橋区住民防災組織育成助成金交付申請書

年度板橋区住民防災組織育成助成金を交付願いたく下記のとおり申請いたします。

記

- 1 申請金額
¥
- 2 添付書類
（ 年度板橋区住民防災組織育成事業計画に係わる書類）
（ 年度板橋区住民防災組織育成事業予算に係わる書類）

板橋区住民防災組織運営等助成金交付決定通知書

（宛先）

年 月 日付けで申請のあった、 年度板橋区住民防災組織（運営・育成）助成金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

1 交付金額
¥

2 交付時期
年 月

3 交付条件

- （1）この補助金は、交付申請書記載の事業目的以外に使用しないでください。
- （2）交付申請書の事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに届け出てください。
この届出を審査し、その結果によっては、交付金額を変更することがあります。
- （3） 年度終了後速やかに支出関係書類を添えて、実績報告書を提出してください。
- （4）上記（1）から（3）までの交付条件のいずれかを履行できない場合は、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

板橋区住民防災組織運営等助成金不交付決定通知書

（宛先）

年 月 日付で申請のあった、 年度板橋区住民防災
組織（運営・育成）助成金交付申請については、内容を審査した結果、下記
により不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

不交付理由

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

（住所）
（名称）
（代表者氏名）

板橋区住民防災組織運営等助成金交付請求書

年度板橋区住民防災組織（運営・育成）助成金について、下記の金額を交付されるよう請求します。

記

- 1 請求金額
¥
- 2 内訳

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

（住所）
（名称）
（代表者氏名）

板橋区住民防災組織運営等助成金交付申請取り下げ書

年 月 日付け、（事案番号）により、交付決定を受けた 年
度板橋区住民防災組織（運営・育成）助成金について、下記の理由により
申請を取り下げます。

記

- 1 理由
- 2 金額
¥

年 月 日

（宛先） 東京都板橋区長

（住所）
板橋区町会連合会会長
（会長氏名）

板橋区住民防災組織育成事業実績報告書

年度板橋区住民防災組織育成事業について、下記の書類のとおり完了したので報告します。

記

- 1 （ 年度板橋区住民防災組織育成事業実施報告に係わる書類）
- 2 （ 年度板橋区住民防災組織育成事業決算報告に係わる書類）

板橋区住民防災組織運営等助成金交付確定通知書

（宛先）

年 月 日付けで報告のあった、 年度板橋区住民防災組織（運営・育成）助成金につきましては、当該実績報告書を審査した結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められますので、下記の助成金額を確定します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

- 1 対象年度
年度
- 2 確定金額
¥